

平成30年1月19日
消 防 庁

消防団に関する大臣書簡

都道府県知事及び市町村長に消防団の充実強化に向けた協力を依頼するため、総務大臣から書簡を発出しました。

○総務大臣書簡の発出先

都道府県知事及び市町村長

○発出日

平成30年1月19日（金）

○協力依頼内容

- ・「大規模災害団員」の導入
- ・女性、地方公務員、学生等の入団促進
- ・事業所・経済団体の理解・協力促進
- ・消防団の活動環境の整備 等

○その他

この書簡に加え、今後、経済団体に対しても、消防庁より総務大臣からの書簡を持参し、協力依頼をする予定です。（別添の参考を参照）



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
担当：森課長補佐、佐久間係長、長谷川事務官
電話：03-5253-7561（直通）
ファクシミリ：03-5253-7576

消防団員の確保に向けた取組について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。

そうした中で、熊本地震や昨年の九州北部豪雨等の災害においては、消防団が消火、救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。災害に際し、地域の安心安全を守るためにには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。しかしながら、現在、全国的に消防団員数は減少する傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されています。

このため、総務省消防庁では、平成二十五年十二月に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」も踏まえ、消防団員の確保と消防団員の活動環境の整備などを通じて、消防団を中心核に地域防災力の充実強化を図ることとしており、特に、以下の三点が重要であると考えています。

まず、大規模な災害が発生する恐れがある中、消

防団員の確保と質の向上を通じて消防団の災害対応能力を向上させることです。また、大規模な災害に際して求められる様々な役割を果たすためには、消防団が自主防災組織等と役割を分担し、連携を強化することによって、地域防災力全体を向上させることも必要です。

貴職におかれましては、あらゆる災害に対応し、消防団の中心となる「基本団員」の確保に引き続き取り組んでいだくようお願い申し上げます。また、大規模な災害の際のマンパワー確保に向けて、大規模な災害に限定して出動する「大規模災害団員」制度を導入していただきたく存じます。

次に、女性、地方公務員、消防職員OB・消防団員OB、学生などの様々な方々に消防団への参加を促すことが重要です。また、消防団員の約7割を被雇用者が占めていることから、事業所のご理解とご協力も不可欠です。

貴職におかれましては、女性や地方公務員の更なる入団促進、大学等と連携した学生の入団促進など、これら幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を進めていたくようお願い申し上げます。

あわせて、消防団活動に対する事業所のご理解・ご協力を得るため、地域の事業所や経済団体に直接出向いて働きかけるなど、一層の取組を行つていただきたく存じます。さらに、「消防団協力事業所表示制度」や協力事業所に対する支援策の実施も有効であることから、そうした仕組みの導入などにも積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、消防団員が活動を継続しやすいよう、その活動環境を整備することが必要です。

貴職におかれましては、消防団員の年額報酬や出動手当の改善、消防団の装備の集中的・計画的な配備をお願い申し上げます。

私としましては、今後、こうした消防団員の確保と消防団員の活動環境の整備に向けた取組が全国で広く行われるよう、支援施策の充実に更に努力してまいります。

貴職におかれましても、地域防災力の充実強化のため、より一層の取組を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

平成三十年一月十九日

総務大臣

野田聖子

都道府県知事 殿
(市区町村長 殿)

拝啓

平素より、地域経済の発展と地域の安心安全の確保のために、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。

こうした中で、熊本地震や昨年の九州北部豪雨等の災害においては、消防団が消火、救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。災害に際し、地域の安心安全を守るためにには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。しかしながら、現在、全国的に消防団員数は減少する傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されています。

総務省消防庁では、これまで消防団の充実強化に取り組んできましたが、行政の取組だけで地域防災力の充実強化を実現することはできません。特に、今日では消防団員の約7割を被雇用者が占めていることから、なによりも事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

事業者の皆様におかれましては、従業員が消防団に入団しやすく、また、消防団員である従業員が消防団活動を継続しやすい環境づくりに向け、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

まず、従業員が入団しやすい環境づくりとして、事業所を挙げての従業員の入団促進、事業所で所有する重機などを活用した消防団活動の実施など、消防団への組織的なご協力をいただけるようお願い申し上げます。既に、事業所の自衛消防組織などの構成員が入団する事例や、社内通達で入団を呼びかけている事例などもあり、こうした取組を一層進めていただきたく存じます。

なお、総務省消防庁では、大規模な災害時のマンパワー確保の

ため、大規模な災害時に限定して出動する「大規模災害団員」の普及に取り組んでいます。このような消防団員としての入団や、勤務時間中の災害出動に関する事前の取り決めなどにより、業務とのバランスを取りながら消防団活動に貢献いただくことも可能です。ぜひ、従業員が入団を希望する場合には、積極的にご支援いただけようお願いいたします。

また、消防団活動を継続しやすい環境づくりのため、例えば、消防団員である従業員について、勤務の免除やボランティア休暇の活用を認めるなどの配慮をいただけるようお願い申し上げます。

さらに、従業員の採用にあたり、学生の消防団活動の実績を認証する「学生消防団活動認証制度」に基づく証明書の提出があった場合には、ぜひ積極的に評価していただきたく存じます。

地域の安心安全を確保するためには、様々な主体が適切に役割分担・連携しながら取り組むことが重要です。平成二十五年十二月に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識のもと、事業者が従業員の消防団への加入等についてできる限り配慮することなどが定められています。

事業者の皆様におかれましても、社会を支える主体として、ともに地域防災を担っていただけるよう重ねてお願い申し上げます。

恐縮でございますが、会員の皆様に、本依頼書についてご通知をいただけようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会及び会員の皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成30年1月〇〇日

総務大臣

野田 聖子

〇〇〇〇〇〇〇会 会長 〇〇〇〇 殿